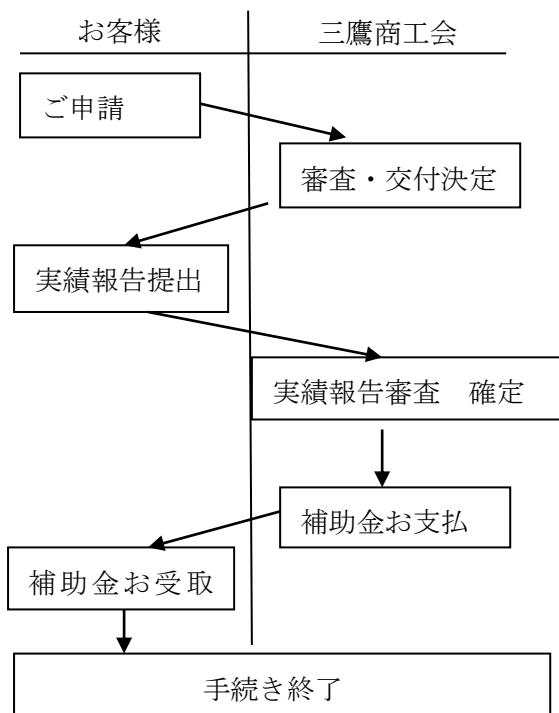


## 令和4年度三鷹商工会新規開拓推進事業補助金のご案内

昨年度も実施いたしました新規開拓推進事業を、令和4年度も三鷹商工会で実施いたします。申請をご希望の方は、三鷹商工会までお問い合わせ下さい。なお、補助対象事業は、裏面の表をご参照下さい。

### 三鷹商工会新規開拓推進事業補助金ご申請の方々へ 補助金お支払の流れ



#### 注意事項

- ・ 補助対象者は、商工会の会員に限ります。
- ・ 昨年採択された方は対象となりません。
- ・ 同一年度内、同一補助対象事業区分(新規開拓推進事業)での申請は1回です。
- ・ 予算に限りがございますので、申請者多数の場合は過去において採択されていない事業所を優先いたしますのでご了承ください。
- ・ また、予算が無くなり次第終了いたしますので、申請の際は事務局に確認してください。
- ・ 申請書に記載の補助対象事業以外にご使用になった経費については、補助金の対象外になりますので、申請時にご留意下さい。

**裏面の補助事業対象表をご参照下さい**

#### 提出書類

##### 申請時

- ・ 申請書(様式第1号)、別紙(事業計画書及び収支予算書)三鷹商工会所定の用紙  
→ ホームページから申請書はダウンロードできます。
- ・ 補助対象事業に係る見積書及び図面、補助対象事業の内容のわかるもの
- ・ 直近の法人市民税(個人市民税)納付書等
- ・ 法人の場合:登記簿謄本 \*発行日は3か月以内のもの。  
個人の場合:直近の所得税確定申告書一式

##### 実績報告書(事業完了後、速やかにご提出ください)

- ・ 報告書(様式第3号)及び別紙(実績報告書・収支内訳書)三鷹商工会所定の用紙
- ・ 事業に係る領収書の写し等
- ・ 補助対象事業が完了したことが確認できる書類、図面等。
- ・ 請求書兼支払金口座振替依頼書(三鷹商工会所定の用紙)

**\*令和4年度申請は令和4年4月1日から令和5年2月28日までに完了する事業が対象です。**

#### 連絡先

〒181-0013 三鷹商工会 担当 田頭・五十嵐  
電話 0422-49-3111 FAX 0422-49-3184

別表（第3条関係）

補助対象事業 区分	補助対象事業	補助対象経費	補助率等
新規開拓推進 事業	国内展示会への出展	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出展小間料</li> <li>・ ブース備品レンタル費</li> <li>・ パンフレット・展示パネル作成費</li> </ul>	補助対象経費の2分の1以内 限度額 20 万円
	国外での展示会への出展	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出展小間料</li> <li>・ ブース備品レンタル費</li> <li>・ パンフレット・展示パネル作成費</li> </ul>	補助対象経費の2分の1以内 限度額 30 万円
	パンフレット等の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パンフレット等作成費</li> </ul>	補助対象経費の2分の1以内 限度額 20 万円
	販路開拓用動画作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動画作成費</li> </ul>	補助対象経費の2分の1以内 限度額 20 万円
	I S O等国际規格取得のための事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>コンサルタント委託費</u></li> <li>・ 予備審査費</li> <li>・ 本審査費</li> </ul>	補助対象経費の2分の1以内 限度額 30 万円
	プライバシーマーク取得のための事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請料</li> <li>・ 審査料</li> </ul>	補助対象経費の2分の1以内 限度額 20 万円